

# (現行) 新潟市区自治協議会運営指針の概要

## 第1章 区自治協議会

- 1 区自治協議会の設置
- 2 区自治協議会の概要（協働の要としての位置付け、審議機関としての機能）
- 3 他の機関等との関係（市議会・コミ協との関係）
- 4 他条例との整合性

## 第2章 区自治協議会の委員

- 1 委員の構成等（上限数、選任、構成、委員資格等）
- 2 委員の推薦（市長への推薦、推薦会議、推薦手続）
- 3 委員の任期及び再任

### 主な見直し事項1

#### 【委員の再任】

- ・コミ協選出委員については、2回まで再任することができる。
- ・その他の委員については、1回に限り再任することができる。

- 4 委員の辞職等（辞職、失職、解任）
- 5 費用弁償等（報酬、費用弁償）

## 第3章 区自治協議会の会議運営

- 1 会長及び副会長（会長・副会長の選任、解任）
- 2 会議運営（会議の招集、委員以外の者の会議への出席、会議の公開）
- 3 部会等の運営（部会及び検討会、委員以外の者の部会への出席等）

### 主な見直し事項2

#### 【委員以外の者の会議出席】

（本会議）会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（部 会）区自治協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

- 4 連絡調整（会長会議、連絡調整会議）

## 第4章 区自治協議会の役割

- 1 市民との協働（市民との協働の推進、協働の要）
- 2 諮問及び建議等（諮問及び建議等の整理、手続、諮問事項等の例示等）

### 主な見直し事項3

#### 【必須意見聴取の対象とする施設】

- ・必須意見聴取の対象とする施設は、新潟市区役所組織規則に規定する区役所が管理する公の施設とする。

※運営指針…条例・施行規則の解釈，運用方法を定めたもの